

消費生活用製品安全法に基づく 立入検査に御協力をお願いします

検査の趣旨

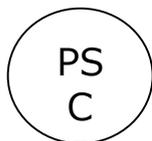
消費生活用製品安全法は、主として一般消費者が生活で使用する製品のうち、特に安全性の見地から規制の必要のあるものを「**特定製品**」として指定し、当該製品について**国が基準を定め、その技術基準に適合していることを示す表示（PSCマーク）が付されたものでなければ販売してはならない旨**定めています。

盛岡市では、この法令で義務付けられた表示がきちんとされているか確認するため、市内各店舗の立入検査を行いますので、検査に御協力くださるようお願いいたします。

検査対象（特定製品）

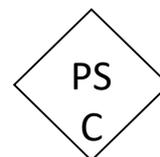
・特定製品（丸形）

家庭用圧力なべ及び圧力がま
乗車用ヘルメット
登山用ロープ
石油給湯機
石油ふろがま
石油ストーブ
磁石製娯楽用品
吸水性合成樹脂玩具



・特別特定製品（ひし形）

乳幼児用ベッド
携帯用レーザー応用装置
（レーザーポインター）
浴槽用温水循環器
ライター



検査項目

- 次の事項が適切に表示されているか確認します。
 - ① 消費生活製品安全法による特定製品のマーク（○の中にPSCの文字）又は特別特定製品のマーク（◇の中にPSCの文字）の有無
 - ② 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。また、特別特定製品ではこれに加え、国内登録検査機関、又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。
 - ③ 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に表示されていること。

法令違反が確認された場合

検査の結果、法令違反が確認された場合は、当該違反製品の店頭からの撤去、帳簿の確認等をお願いする場合がありますので、御了承願います。

担当 〒020-8530 盛岡市内丸3番46号 盛岡市内丸分庁舎 4階
盛岡市消費生活センター（TEL 019-604-3301）